

令和 3 年 3 月
農林水産省共済組合

農林水産省共済組合員の皆様へ

令和 3 年 3 月からマイナンバーカードが共済組合員証 (健康保険証) として利用できるようになります！

～マイナンバーカードの共済組合員証としての利用申込みのお願い～

令和 3 年 3 月 (予定) から、医療機関や薬局などの窓口 (※ 1) においてオンラインによる資格情報の確認が順次開始されることに伴い、その利用に必要な申込み (※ 2) を行えば、共済組合員証とは別に、マイナンバーカードを共済組合員証として利用できるようになります (従来どおり共済組合員証でも受診できます。)

医療機関や薬局などの窓口で、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざすなどして本人確認及び資格確認を行いますので、受付時の資格確認が短時間で済み、また、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払の免除がされるなどのメリットがあります。

なお、マイナンバーカードの共済組合員証利用には、同カードの IC チップ内の「電子証明書」を使用するため、医療機関や薬局などの窓口でマイナンバー (12 桁の数字) を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

組合員の皆様におかれましては、このような医療分野での利便性の向上につながるマイナンバーカードの共済組合員証としての利用申込みをお願いいたします。

また、マイナンバーカードを取得されていない組合員及び被扶養者の方におかれましては、この機会にマイナンバーカードを取得されますようお願いいたします。

※ 1 利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページに掲載される予定です。また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等が院内等に掲示される予定です。

※ 2 マイナンバーカードを共済組合員証として利用するためには申込が必要です。利用に必要な申込はマイナポータル等からできますので、詳しくは別添パンフレットをご覧ください。